

防犯速報

平成 28 年 1 月 8 日
第 2 号
埼玉県警察本部生活安全企画課
TEL 048-832-0110

児童・生徒を有害サイトから守るために

県内では、児童・生徒がスマートフォン等でインターネットのサイト閲覧中にアダルトサイト等の有害サイトにアクセスし、契約もしていないのに高額な利用料金を請求される等の事例が多く発生しています。



事例1 アダルトサイト退会名目でギフト券を要求

生徒の使用する携帯電話に、「アダルトサイトに登録された」旨のメールが届き、生徒が退会するため、メールを送ってきた業者へ連絡したところ「今日中にお金を払わなければ退会出来ない」等と嘘の話をされ、多額の電子マネーギフト券を要求されたもの。

事例2 利用料金を支払わないと、裁判になる等と言われ…

生徒がアダルトサイトを閲覧していたところ、突然画面に「警告!ご利用料金未払い」「速やかに精算手続きを行ってください」「支払わなければ裁判になります」等と表示され、利用料金名目で現金を要求されたもの。

～被害に遭わないために～

○ フィルタリングソフトを活用しましょう!

フィルタリングソフトは、子どもに見せたくない有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。お子さんが犯罪被害に遭わないためにフィルタリングソフトを活用しましょう。



○ 不当請求に応じない!安易にお金を支払わない!

- ・支払う義務があると分かるまで絶対に料金を支払わない。(児童・生徒等の未成年が保護者の同意なしに行った契約は無効となることもあります)
- ・自分から、相手に連絡を取らない(電話等で相手に問い合わせると、自分の個人情報を知られてしまう可能性があります)



お困りの時は、最寄りの警察署または、
消費生活支援センター 電話048-261-0999
にご相談ください!



困ったら
相談を!